

水源環境保全・再生市民事業支援補助金補助対象事業選考基準

選考基準は、下記の「各区分共通の選考基準」と「各区分における選考基準」とし、各項目で点数化(5項目25点満点)し、対象事業の選考を行う。

(1) 各区分共通の選考基準(3項目各5点)

| 区分等 | 項目 | 視点 |
|-----|------------|---|
| 共通 | 事業の必要性 | 水源環境の保全・再生に資するもので、NPO等が行うことでより効果が見込まれる事業であるか。 |
| | 事業の実現可能性 | 計画どおり適切に実施される可能性が高いか。 |
| | 事業の発展性・波及性 | 今後発展が見込まれる事業であるか。また、他分野や他地域等への波及効果が見込まれる事業であるか。 |

(2) 各区分における選考基準(各2項目各5点)

| 区分等 | 項目 | 視点 |
|-----------|--------------|---------------------------------|
| 特別対策事業 | 水源環境保全・再生の効果 | 水源環境の保全・再生に高い効果が見込まれる事業であるか。 |
| | 事業の継続性 | 長期にわたり継続して実施が可能であるか。 |
| 普及啓発・教育事業 | 参加者への影響 | 県民に水源環境保全・再生の必要性を効果的に伝える事業であるか。 |
| | 目的や対象の明確化 | 目的や対象が明確化された事業であるか。 |
| 調査研究事業 | 有効な対策への寄与 | 問題や課題の解決に向けた有効な対策に寄与する事業であるか。 |
| | プロセスの明確化 | 調査・研究のステップが明確化されているか。 |

※ この選考基準は、事業の優劣を判断するものでなく、この補助金制度における「採択事業」及び「不採択事業」を選定するためのものであることに留意する。